

第50回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時：平成30年11月30日（金） 午後1時30分から午後3時45分まで
開催場所：大会議室（松本市役所本庁舎別棟3階）
出席委員：大江裕幸会長（信州大学経法学部准教授）
勝野智行委員（松本市議会議員）、青木崇委員（松本市議会議員）
井口司朗委員（松本市議会議員）、田口輝子委員（松本市議会議員）
阿部功祐委員（松本市議会議員）、南山国彦委員（松本市議会議員）
山口一平委員（長野県松本警察署長）【代理出席：嶋田昌宏長野県松本警察署交通第二課長】
藤池弘委員（長野県松本建設事務所長）
清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授）
伊藤茂委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長）【代理出席：高山敏光氏】
熊谷吉孝委員（松本市農業協同組合代表理事組合長）
忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長）
本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長）
星河淑美委員（社団法人松本薬剤師会理事）
加藤美佐子委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）
欠席委員：高瀬達夫委員（信州大学工学部准教授）
上原三知委員（信州大学農学部准教授）
伊藤淑郎委員（松本商工会議所専務理事）
古沢明子委員（松本市農業委員会会長代理）

（桐沢明雄都市政策課長）

これより第50回松本市都市計画審議会を開会いたします。私は、当審議会の事務局次長をしております都市政策課長の桐沢明雄と申します。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

はじめに、学識経験者及び関係行政機関から任命されておりました委員の皆様の任期満了に伴いまして、新たに選任された方、または再任された方、14名の皆様に辞令を発令させていただきます。

辞令は、皆様の席にあらかじめお配りしてございます。なお、辞令交付式は省略させていただきますので、ご承知おきください。よろしく願いをいたします。また、お手元に名簿をお配りしてございますのでご覧いただきたいと思います。

なお本日は、委員20名のうち高瀬達夫委員、上原三知委員、古沢明子委員、伊藤淑郎委員の4名が都合により欠席されております。また、山口一平委員の代理といたしまして、松本警察署交通第二課長の嶋田昌宏様、また伊藤茂委員の代理といたしまして高山敏光様が出席されておりますのでご紹介申し上げます。それではここで新たに選任された委員の皆様もいらっしゃいますので、申し訳ありませんが、委員の皆様の自己紹介ということでお願いをしたいと思います。

それではマイクがございますので、清水先生の方から、申し訳ありませんが、よろしくお願いをいたします。

（清水聡子委員）

松本大学の清水聡子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(高山敏光代理)

開催通知、伊藤組合長宛てにいただいたところでございますが、本日所用によりまして、私、高山と申しますが、代理出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(熊谷吉孝委員)

皆様こんにちは、松本市農協の熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

(忠地秀起委員)

松本商工会議所の建設部会長を務めてます忠地秀起と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(本間恵子委員)

松本商工会議所女性会の方から参りました本間恵子と申します。よろしくお願いいたします。

(星河淑美委員)

松本市薬剤師会から参りました星河と申します。よろしくお願いいたします。

(加藤美佐子委員)

建築士会から参りました加藤と申します。よろしくお願いいたします。

(大江裕幸委員)

信州大学の大江と申します。よろしくお願いいたします。

(桐沢都市政策課長)

それでは、こちらの勝野委員の方からお願いいたします。

(勝野智行委員)

松本市議会議員の勝野智行でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(青木崇委員)

同じく松本市議会議員の青木崇と申します。よろしくお願いいたします。

(井口司朗委員)

こんにちは。同じく市議会議員の井口司朗と申します。よろしくお願いいたします。

(田口輝子委員)

同じく市議会議員の田口輝子と申します。よろしくお願いいたします。

(阿部功祐委員)

こんにちは。松本市議会議員の阿部功祐でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(南山国彦委員)

こんにちは。同じく南山国彦と申します。よろしくお願いいたします。

(嶋田昌宏代理)

松本警察署の嶋田と申します。山口署長の代理で来ております。よろしくお願いいたします。

(藤池弘委員)

お世話様です。松本建設事務所長の藤池弘でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

どうもありがとうございました。それではここで、小出建設部長より一言ごあいさつを申し上げます。

(小出光男建設部長)

それでは、みなさん改めましてこんにちは。松本市の建設部長の小出光男と申しますが、よろしくお願いいたします。本日は、大変お忙しいところをですね、「松本市都市計画審議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

市長が他の公務がございますので私の方から冒頭ごあいさつを申し上げたいと思います。先ほど事務局次長の方から申しあげましたとおり、この度、都市計画審議会委員としてお願いをしましたところご快諾をいただきました、関係行政機関、それから学識経験者14名の皆様、すでに委員となられております市議会議員の6名、皆様ともども、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この都市計画審議会でございますが、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るといことで、都市計画法で定められました土地利用をはじめ、道路、公園、下水道等の都市施設の整備、それから土地区画整理事業とそういう市街地開発事業など、都市計画に関する事項につきまして、市長の諮問に応じて調査審議をお願いをするものでございます。

超少子高齢型人口減少社会、これを迎えます、今後、持続可能なまちづくりを進めるためには、従来の都市計画マスタープランに基づく土地利用規制の中で都市をコントロールするだけではなくて、質の向上を図るために都市を「マネジメント」という新たな視点に立って様々な関係施策と連携を図り、総合的に検討することが大切であるとそんなことを感じておるところでございます。

本日は、松本市立地適正化計画の策定に向けた取組みということ、これが議案が1件ということでございますし、その他、2件報告事項を申し上げます。

委員の皆様方にはそれぞれのお立場で、忌憚ないご意見、ご指導をいただけたらと考えておりますのでどうかよろしくお願いいたします。冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

それでは、初めにですね、私共、事務局のご紹介をいたします。事務局長いま、小出部長、また事務局次長私桐沢でございますが、その他の職員について、一応自己紹介をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

(神戸順課長補佐)

都市政策課、課長補佐の神戸順と申します。よろしくお願いいたします。

(岩渕省主査)

都市政策課、都市計画担当の岩渕省と申します。よろしくお願いいたします。

(柳澤均課長補佐)

皆さん、こんにちは。同じく都市政策課で都市計画担当係長をしております、課長補佐の柳澤均と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(岡田健係長)

どうも皆さんこんにちは。同じく都市政策課、都市計画担当係長の岡田健と申します。よろしくお願いいたします。

(立野駿技師)

都市政策課、立野駿と申します。よろしくお願いいたします。

(山崎祥幸技師)

同じく都市政策課、山崎祥幸と申します。よろしくお願いいたします。

(桐沢都市政策課長)

この事務局で行ってまいります。また建設事務所の方から小宮山専門員が見えてますのでご紹介をします。よろしくお願いをいたします。

それではですね、初めに審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

先日送付をいたしました資料でございますが、次第があり、事務処理の概要、それと議案書、委員名簿がございます。またあの本日の資料追加としまして報告事項、これを机の上に配布をしてございます。ご確認をいただければと思っておりますが、大丈夫でしょうか。またその都度なければお手を挙げていただければと思っております。よろしくお願いをいたします。それでは、会議次第で3番、会長選出について移ってまいります。

委員任期の満了に伴いまして、会長及び会長代理が現在不在となっておりますので、会長及び会長代理を決めていただく必要がございます。会長及び会長代理の選任について説明をいたします。なお、本日欠席されています4人の委員の皆様からは、会長選出につきましては、出席委員の方々に一任されておりますことを申し添えておきます。それでは、会長及び会長代理の選任について説明をいたします。

会長及び会長代理の選任につきましては、松本市都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、当審議会の会長は、「学識経験者につき任命された委員の中から委員の選挙により選出する。」とこのようにされております。また、会長代理につきましては、同条第3項の規定によりまして会長が指名することとされております。そこで、事務局の提案ですが、臨時議長を決め、会長が選任されるまでの間、臨時議長さんに会の進行をしていただきたいと思いますと考えておりますがいかがでしょうか。

【委員より異議なしの声】

(桐沢明雄都市政策課長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

臨時議長には本日ご出席の市議会議員の委員さんの中で 田口輝子委員にお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【委員より異議なしの声】

(桐沢明雄都市政策課長)

それでは、田口輝子委員、議長席、前の方へお願いをいたします。よろしくをお願いいたします。

(田口輝子臨時議長)

よろしくお願ひいたします。それでは、ただいま臨時議長に選出されました 田口輝子でございます。会長選出までの間、私の方で会議の進行をさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。はじめに、松本市都市計画審議会条例第5条第2項に基づく、委員の2分の1以上の出席がありますので、本日の審議会が成立していることをご報告しておきます。

これより会長を選出していただくわけですが、先ほど事務局の説明にもありましたとおり、会長は学識経験者につき任命された委員の中から選挙により選出することとされておりますが如何いたしましょうか。

なお、選挙ということですが、選挙の方法については規定がありませんので、指名推薦等の互選でも良いこととされております。委員のご意見をお願いします。

(阿部功祐委員)

指名推薦による方法で、選出してはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

(田口輝子臨時議長)

ただ今「指名推薦により学識経験者の中から」という意見が出ましたが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

【委員より異議なしの声】

(田口輝子臨時議長)

ご異議ないようですので、どなたかご推薦をお願いいたします。

(阿部功祐委員)

私から都市計画審議会の委員経験があり、また前会長でもありました、信州大学経済学部の准教授、大江裕幸委員を推薦したいと思います。

(田口輝子臨時議長)

ただいま、阿部功祐委員から 大江裕幸委員の推薦がありましたが、他にございませんか。

【委員よりなしの声】

(田口輝子臨時議長)

それでは、大江裕幸委員を会長に選任することにご異議ございませんか。

【委員より異議なしの声】

(田口輝子臨時議長)

ご異議がないものと認め、大江裕幸委員を松本市都市計画審議会会長に決定をいたします。これをもちまして、私は臨時議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(桐沢明雄都市政策課長)

田口委員さんありがとうございました、どうぞお席の方によろしく願いをいたします。

それでは、選任されました大江会長、議長席の方へお願いをいたします。

大江会長様よりごあいさつをお願いいたします。

(大江裕幸会長)

ただいま、ご指名をいただきました大江でございます。前期に引き続きということでございますが、相変わらず力不足でございますが、充実した審議となるよう努めてまいりますと存じますのでどうかよろしく願いいたします。

(桐沢明雄都市政策課長)

ありがとうございます。どうぞ、ご着席ください。それでは、大江会長、議案審議の方をお願いをしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

(大江裕幸会長)

それでは、ただ今から議案審議に入らせていただきます。先程事務局より説明がありました会長代理につきまして、条例により会長選任事項であるとのことですので議事に先立ちまして指名させていただきます。本日欠席ではございますが、再任され、前会長代理でありました伊藤淑郎委員に会長代理をお願いしたいと存じます。

それでは、ただ今から第50回松本市都市計画審議会を開催します。会議の進行につきましては、松本市都市計画審議会条例第5条第1項により会長が務めることになっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議事録の署名人でございますが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項によりまして本日出席委員の中から予め指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録署名人は、井口司朗委員と清水聡子委員をお願いいたします。

では、議案審議に先立ちまして、事務局より第49回審議会に係る事務報告をお願いいたします。

(岡田健係長)

都市政策課の岡田健でございます。私から事務処理の概要について報告をさせていただきます。お手元の事務処理の概要をご覧ください。

平成30年1月30日に開催いたしました、第49回松本市都市計画審議会における議決事項の事務処理については次のとおりでございます。

議案第96号松本都市計画駐車場の変更について(松本市決定)の内容でございますが、松本市松本城大手門駐車場は周辺の駐車場不足に対応するため、昭和63年に決定し、平成4年から稼働してきましたが、駐車場の需給状況の変化等を踏まえ松本市総合計画の基本施策や松本市都市計画マスタープランの基本方針等に即し、都市計画を変更するものでございます。

事務処理の経過ですが、平成30年1月30日に第49回松本市都市計画審議会において審議、可決され、平成30年2月6日に松本市都市計画審議会審議結果を市長に報告し、平成30年2月27日に松本市告示第15号により告示、縦覧を行いました。報告は以上でございます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

【委員からなしの声】

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。それでは、特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。本日付託されました案件は、議案1件、報告事項2件です。まず議案97号「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて(意見聴取)」の議事を行います。

事務局に伺います。議案第97号の傍聴者はございますか。

(岡田健係長)

議案97号「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて(意見聴取)」の傍聴者はございません。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。それでは、議案第97号の説明を担当課よりお願いいたします。

(岩淵省主査)

改めまして松本市役所都市政策課の岩淵省と申します。これより議案第97号、松本市立地適正化計画について説明します。着座にて説明をさせていただきます。説明はお手元に配布いたしました議案書と正面のスクリーンを用いて行いますので、ご確認ください。

議案書の3ページをご覧ください。1、趣旨のとおり、今回は現在策定を進めている松本市立地適正化計画(素案)について、都市計画審議会の意見を伺うものです。

つぎに、計画策定に関わる主な経過は、2に記載したとおりです。また、3立地適正化計画の定める事項に記載のとおり、松本市においては、平成29年3月31日に、計画の一部 都市機能誘導区域及び誘導施設については策定、公表済みです。今回は、 居住誘導区域を追加し、計画の改定を行うものです。

つづいて、議案書4ページに計画策定の流れをまとめておりますので、ご覧ください。左端オレンジ色着色のとおり、平成29年度以降、庁内横断的な調整の場として、都市計画策定庁内連絡会議を活用した検討を行うとともに、中央水色着色のとおり、各団体の代表者などで構成する都市計画策定市民会議において、計画内容を協議してまいりました。また、あわせて、地域づくりセンター等と連携し、35地区における意見交換なども重ねてまいりました。右端緑色着色のとおり、議会や都市計画審議会においては、適宜取組状況を報告し、赤色点線で囲んだとおり、本日の意見聴取の段階に至っております。

それでは、計画の要点を御説明します。表紙をめくり、目次をご確認ください。1章から4章までが、すでに策定し、公表済みの内容であり、5章以降が今回計画を改定し、追加する部分です。本日は、計画策定の背景等を説明するため、すでに策定している内容を含めて、説明を行います。

資料の1ページをご覧ください。この計画は、超少子高齢型人口減少社会を見据えて、平成22年に策定した松本市都市計画マスタープランに掲げた集約型都市構造を具現化し、持続可能な都市の形成に向けて策定するものです。松本市の総合計画では、「健康寿命延伸

都市・松本」を将来都市像として掲げ、全ての取組みを推進しています。集約型都市構造の実現による持続可能な都市を形成することは、「都市の健康寿命延伸」につながる取組みと言えます。

資料の2ページをご覧ください。体の健康寿命になぞらえて、人の体の仕組みと、集約型都市構造のイメージと横並びで示しております。私たちの健康な体を維持するためには、心臓や肝臓などがそれぞれの役割を發揮し、体の成長や年齢にあわせて余分な脂肪を減らし、丈夫な骨格に支えられ、健康な血管でバランスの良い栄養を補給することが大切です。私たちが暮らす都市の構造も同じです。様々な機能をバランスよく拠点に集約し、公共交通のネットワークによって、人々の交流や活動を循環することで、「都市の健康寿命延伸」につなげていきます。

資料3ページの図をご覧ください。立地適正化計画の活用イメージを示したものです。この計画は、市街化区域の中で、鉄道駅周辺などできるだけ多くの人々が利用しやすい交通利便性の高いエリアに、医療や商業、文化施設などの、都市活動や生活を支える施設を維持・誘導する都市機能誘導区域を定め、これらの施設や公共交通を利用しやすい範囲に一定の人口密度を維持する居住誘導区域を定めます。居住誘導区域は、イメージ図ではオレンジ色着色で表しています。

できるだけ多くの人々が利用しやすい所に、暮らしを支える施設を維持し、公共交通でアクセスしやすい都市づくりを行うことは、市街地に暮らす市民だけではなく、区域外に暮らす人々の生活にとっても重要です。現在の私たちの暮らしを想像していただければ分かりますが、郊外や山間部の集落に暮らす人々も、自家用車や公共交通などで、中心市街地や鉄道駅周辺などに買い物や通院に出かける機会が多いと思います。この計画は、現に私たちの暮らしを支えている都市の拠点を維持・充実することによって、市街地の中に暮らす市民だけでなく、その周囲や郊外に暮らす人々の生活を維持することにも寄与するものです。

つぎに、このような計画を策定する背景を説明しますので、資料4ページの人口の推移をご覧ください。グラフのとおり、これまで松本市の人口は右肩あがり、増加してきました。しかし、国勢調査を基準とすると、すでに平成12年(2000年)に、本市の人口はピークを迎えており、平成27年時点では243,293人となり、平成47年には227,864人、平成52年には221,785人にまで減少すると推計されています。

つぎに、資料9ページに記載した人口ピラミッドの推移をご覧ください。スクリーンに表示したグラフの左上が昭和45年、右側が平成27年、左下が平成52年の推計で、紫色が65歳以上の高齢者を、オレンジ色が15歳から64歳を、緑色が14歳以下の人口を表します。昭和45年は、少ない高齢者を、多くの若い世代が支えています。平成27年には、赤い高齢者が大きく増加する一方で、将来を担うこどもの人口が少なくなっていることがわかります。平成52年のグラフは、ロク口でつくる焼き物のような年齢構成に変化し、不安定な年齢構成になっています。

また、平成52年には、65歳から70歳までの年齢層がすべての年齢層の中で最も多くなり、多くの高齢者を少ない若い世代が支える時代が迫っていることがわかります。

このような避けることができない時代に対応するため、本市が進める地域づくりと連携

し、松本に暮らす私たちが「これからも暮らしていきたい」と思え、観光やビジネスで松本を訪れた人が「暮らしてみたい」と思える、魅力と活力のある都市を持続していくことを目標として、この計画を策定しました。

つぎに、資料の10ページをご覧ください。この図は、人口集中地区の拡大の状況を表したものです。昭和45年ごろは、濃い青色で表したとおり、松本駅や南松本駅を中心として、市街地が広がっていました。その後、人口の増加や車利用の普及などに伴って市街地は拡大し、水色で表しているとおり、市域の南側や西側に市街地が拡大しました。昭和45年に比べて、人口が1.2倍増加する一方で、これまでに市街地は2.4倍拡大しました。これから20年30年後には、昭和50年の水準まで人口が減少すると推計されており、人口増加に応じて拡大した市街地を、高齢者が更に増加する社会において、今のまま維持し続けることは難しいことは容易に推測できると思います。

また、計画書の11ページから18ページにかけて、本市の土地利用や財政の状況などをまとめておりますが、説明は割愛させていただきます。

つづいて、資料の19ページをご覧ください。この様な背景や課題を踏まえた計画策定の考え方を示しております。本市では松本市立地適正化計画により、都市づくりの在り方を整理し、持続可能な都市づくりを進めることをめざしています。具体的には、歴史や文化など松本の豊富な資源を活かし、松本らしいまちづくりを進めるとともに、鉄道駅周辺などの交通利便性の高い拠点を中心としたコンパクトな市街地を形成することで、松本に住む人と訪れる人にとって、魅力と活力にあふれる都市づくりを目指す方針を掲げています。

また、図の一番下に示したとおり、この計画は、本市が進める35地区の地域づくりを土台としています。地域づくりと連携し、都市圏の中心となる中心市街地を核とした交流を生み出す都市づくり、交通利便性の高い、地域の拠点と核とした住みやすい都市づくり、その拠点をつなぐ公共交通の維持・充実の3つの要素を基本として持続可能な都市づくりを進めることを目指しています。

つぎに、資料の22ページ以降をご覧ください。このような将来都市像の実現に向けて、制度に基づく誘導区域を設定するにあたり、まず将来都市構造を構成する核となる拠点を選定しました。都市構造の拠点の選定は、松本市都市計画マスタープランに位置付けた拠点、地域公共交通網形成計画の集客地点、地域づくりセンター周辺等を候補地として抽出し、人口や施設の集積状況などの分析や、市民の移動実態調査に基づく日常の生活圏を分析した結果をもとに、8カ所の拠点を選定しました。既に設定した都市機能誘導区域は、その拠点を中心として検討しました。

資料の27ページ以降に、都市機能誘導区域の設定についてまとめています。

資料の29ページをご覧ください。ここに記載した、設定イメージにより、区域設定の考え方を説明します。暮らしを支える様々な施設を維持・誘導する都市機能誘導区域は、松本城～あがたの森～松本駅を中心とする都市中心拠点（中心市街地）と、主要な鉄道駅やバス停に設定した7箇所の地域拠点を核として、歩いて行きやすい範囲を基本区域として設定しました。基本とする区域の周辺部においては、主要な公共施設が立地する箇所は将来的な施設の再配置や複合化を見据えて、都市機能誘導区域に追加し、その一方で、災

害リスクの高い区域や工場の操業等が優先される区域などを除外して、地形地物などで区域を確定しました。

このような考え方に基づいて設定した都市機能誘導区域を31ページに示しております。すでに設定した都市機能誘導区域面積は、783haであり、市街化区域面積4,008haの19.5%に相当します。32ページ以降は、各区域の特性などをまとめております。

つぎに、立地適正化制度に基づいて、維持・誘導する施設を説明します。

資料の48ページ以降をご覧ください。この計画は、都市の拠点となる所に、都市の活動や暮らしに必要な施設を維持・誘導することを目指すものです。このため、計画に基づいて維持・誘導する施設は、赤色で示した都市の活動や生活を支える高次な機能を対象としています。例えば規模が大きな商業施設や広域的に利用者が集まる博物館などの文化施設、高度な医療を提供する病院などを対象としています。

現在の松本市には、中心市街地など交通利便性の高い所に多様な施設が立地しており、今ある施設が拡散することを防止する役割も果たします。

一方で、黄色で示したとおり、本市が進める35地区の地域づくりの基盤として、地域に根差して維持する施設などは、特定の拠点へ誘導することはしません。例えば、地域づくりの拠点となる地域づくりセンターや、通学区を基本として配置している小中学校などを、この計画に基づいて、特定の拠点に誘導することを目指すものではありません。

ここまでが、計画書の1章から4章、平成29年3月に策定した内容となります。

これより、55ページ以降の、計画の改定に関わる内容を説明します。

資料の56ページをご覧ください。今回設定する居住誘導区域は、今後人口減少が見込まれる中でも、一定の人口密度を維持して、暮らしを支える都市機能や公共交通の持続可能性を高めるために設定するものです。したがって、特定のエリアに強制的な移住を進める計画ではなく、届出・勧告などの制度を活用し、緩やかな誘導を目指すものです。居住誘導区域は、資料に示した設定フローのとおり、立地適正化の制度に基づき、市街化区域の中で4段階の評価ステップを重ねて決めました。具体的には、STEP1として、法令等により居住できない区域や、土砂災害警戒区域など災害危険性が高い区域を除外した上で、STEP2として、鉄道駅や主要なバス路線の徒歩圏にベースとなる区域を設定しました。その上で、STEP3として、ベースとした区域の周辺部でも現に人口密度が高い範囲などを追加し、STEP4として地形地物などで区域界を確定しました。

つぎに資料57ページをご覧ください。区域設定の要点を説明します。災害の危険性が高い区域としては、土砂災害のうち、特別警戒区域・レッドゾーンと警戒区域・イエローゾーンを除外するとともに、浸水想定区域のうち、5m以上の浸水が想定されている区域を除外しました。

土砂災害については、市街化区域の中では東山部の一部に該当する区域があり、そこは居住誘導区域に含めない方針としました。また、5m以上の浸水想定区域は、島内のワサビ田周辺に想定されており、そこも誘導区域に含めない方針としました。

資料の58ページをご覧ください。STEP2の主要交通軸の扱いについて記載しています。平成28年2月に策定した地域公共交通網形成計画では、バス利用の需要が多い地域で公共交通事業としてある程度の採算が見込める路線を主に交通事業者が運行するもの

として、位置付けています。このことから、現状においても、特に運行本数が多く、ある程度の採算が見込める路線沿線に居住誘導区域を設定する方針としました。具体的には、中心市街地路線及び一日30本以上の運行本数がある美ヶ原温泉線の沿線に誘導区域を設定しました。

資料の60ページをご覧ください。STEP4までの検討を踏まえて設定した居住誘導区域を示しております。資料の巻末にも、A3図面を添付していますので、併せて御確認ください。本市の市街化区域は、4,008haであり、今回設定する居住誘導区域は2,038haであり、50.8%に相当します。この面積は、昭和50年から55年当時の人口集中地区DID区域面積に相当します。これから20年後30年後には、昭和50年頃の水準にまで人口が減少すると見込まれており、暮らしを支える都市機能や公共交通を持続するために、現状程度の人口密度の維持を目指す居住誘導区域の設定範囲としては、将来の人口規模に見合った概ね妥当な規模であると判断しております。

また、資料の62ページから68ページは、居住誘導区域を設定したエリアの特性をまとめています。それぞれ設定した区域界と100mメッシュの人口分布を重ねあわせた図と、区域界と災害リスクや農地、居住に適さない区域などを重ねあわせた図により、概要を説明しています。

つづいて、資料の69ページ以降をご覧ください。計画に基づいて誘導をすすめるための取組みをまとめています。都市機能や居住の誘導にあたっては、立地適正化計画制度に基づく届出制度を運用するとともに、すでに活用されている既存施策等と連携した取組みを推進し、将来的に誘導に資する支援策を段階的に充実していく方針です。居住誘導区域の設定に伴う届出制度では、居住誘導区域外において1,000㎡以上の開発行為や3戸以上の建築行為などを行う場合が、届出・勧告の対象となります。すなわち、区域外における建て替えなどをすべて制限するものではなく、戸建ての新築や建て替えなどを制限するものではありません。規模が大きな住宅整備などは車利用を前提とした場所で行うのではなく、公共交通などを利用しやすい区域で行っていただくように、緩やかな立地誘導を進めるものです。

また、立地適正化の制度を活用するものとしては、71ページに記載した空き家・空き地等の低未利用地対策として、都市のスポンジ化に対応した計画制度や協定制度の活用を検討することや、74ページに記載したとおり、住民が主体となったまちづくり協定を定めた松本城三の丸地区「お城周辺地区第2ブロック」を対象として、駐車場配置の適正化に向けた検討を進め、歩きやすく賑わいのあるまちづくりを推進します。

つぎに、資料の80ページ以降をご覧ください。計画の最終第7章として、計画の推進に向けた目標値等をまとめています。資料の80ページに人口分布の現状と将来推計をまとめ、81ページにその人口増減を示しています。現状のまま、本市の人口減少が推移したとすると、これから20年後には、中心市街地の人口はより一層減少し、都市のスポンジ化が進展することがわかります。その一方で、中心市街地の周辺部では人口が増加し、都市の郊外化、スプロール化がさらに進むと推計されます。また、これまで人口増加や都市拡大の受け皿として整備してきた郊外の住宅地においては、都市全体の人口減少に応じて、人口が減少すると見込まれており、薄く広く人口が分散した、低密度な市街地が広が

ることが懸念されます。

設定した目標値の説明の前に、資料の 83 ページに記載した集約型都市構造実現のイメージをご覧ください。前段で説明したとおり、かつての松本市の市街地は、図の左上と同様に、松本駅や南松本駅などを中心に多くの人口が集積していました。それが現状では、左下のとおり、人口増加や自動車利用の進行に伴い、広く市街地が拡大してきました。抜本的な対策をせず人口減少が進み、低密度化が放置されると、右上のとおりに、市街地全体が低密度となると推計されます。

参考資料として 84 ページに記載したとおり、コンビニエンスストアや地区の診療所など、暮らしに密着した施設が持続するうえでも、施設の周辺に一定の人口密度が確保されることが必要と言われており、市街地全体が薄く広く希薄化すると、現在は身近にある施設が次第に廃止され、転出することも懸念されます。そこで、右下の図のとおりに、この計画に基づいて、できるだけ多くの人々が徒歩や公共交通でアクセスしやすい範囲の人口密度を維持し、様々な施設や公共交通の持続可能性を高めることを目標として定めます。

目標値の設定は、82 ページにまとめたとおりです。本計画では、居住誘導区域全体を対象とした人口密度の目標を設定するとともに、地域の特性に応じたエリア単位での目標を設定し、計画の進捗状況を評価します。具体的には、このまま推移しても、平成 47 年の時点で 40 人/ha 以上の人口密度があると見込まれる中心市街地・信大や、島内、寿台・松原においては、現状程度の人口密度を維持し、平成 47 年時点で、40 人/ha を下回ると見込まれる南松本と、村井・平田においては、市街化区域の要件である 40 人/ha の人口密度を目標とします。現状において、30 人/ha 程度の人口密度となっている波田地区については、市域西部の拠点として、現在集積している様々な施設や上高地線の持続性を高める観点から、35 人程度の目標を設定し、その都市構造や人口密度の変化を定期的に評価していきます。

次に、84 ページに記載した、計画の効果を把握するための効果指標を説明します。計画そのものの進捗は、ただいま説明した人口密度を指標として、評価してまいりますが、その取組みによって、本市が目指す都市づくりが進んでいることを把握するために、関連する計画などに掲げた目標値を活用し、効果指標を設定しました。

以上が計画の主な改定点です。資料の 85 ページに示したとおり、この計画は、概ね 5 年ごと人口密度の変化や効果を評価・分析し、計画に沿った都市機能や居住の誘導がなされているか検証するとともに、関連する計画や施策との整合を図りながら、必要に応じて計画の見直しを検討してまいります。

また、資料の最後、88 ページ、89 ページには、35 地区を対象とした意見交換会において出された、意見や地域の課題をまとめております。これまでに、延べ 500 名を超える方々と意見交換を行ってまいりましたが、これらの意見は今後の都市計画マスタープランの見直しや都市計画の運用、地域づくりと連携した取組みなどを進めてまいります。

以上が、計画素案の説明となります。最後となりますが、今後の予定としては、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施します。その実施期間中に広く市民の皆さまを対象とした懇談会を開催し、計画に関わる説明を行うとともに、有識者による今後の松本の都市づくりに関する講演を行っていただく予定です。そのうえで、3月末までに、計画

を改定し、公表する予定です。

以上で、説明を終了します。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。ただいま議案第97号のご説明がございましたが、ご意見ご質問等がございましたら、お願いします。では、清水委員お願いします。

(清水聡子委員)

松本大学の清水です。よろしくお願いいいたします。30ページのところ、都市機能誘導設定から居住誘導区域のところがございますけれども、浸水想定区域は除外しないという形になっています。こちらは5mを超えると除外するけれども、それ以外は除外しないとなっています。こちらの妥当性を教えていただきたいと思います。

(大江裕幸会長)

それでは事務局お願いします。

(岩渕省主査)

浸水想定区域の除外する範囲を5m以上としたことについて、ご説明します。松本市で作成しているハザードマップでは、規模が大きな降雨が発生した場合の行動の目安を定めています。その中で、浸水が5m以上想定されている区域において、規模が大きな降雨が想定されるときには、速やかに非難するように行動を促しています。そのような基準をもとに、5m以上の浸水が想定される区域を除外しました。それ以外の区域は1階から2階、2階から3階へ、さらに規模が大きな建物等へ避難するように行動を促しており、その考え方などに即して設定しました。

(清水聡子委員)

自然災害が非常に多くおこっている中で、高齢者等々が1階から2階、2階から3階へ移動するんですけれども、移動できない状況が起こり得るかと思います。エレベーターなどがあればいいですけれども、停電等が起きた時に、それも使えないといったようなことがあるかと思います。そのため、5m以上はダメだけれども、それ以外は除外しないで本当に大丈夫かという不安を感じます。

(桐沢明雄都市政策課長)

ありがとうございます。確かに浸水につきましては、5m以上ということで線を引かせていただきました。やはり5m以内については、ハザードマップに基づいて避難していきましょうということも含めて、今回の居住誘導の中には5m以下も含めさせていただきました。清水委員のご意見を踏まえまして、もう少し妥当な説明ができるようにしっかりと組み立ててまいります。

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。それではほかにもお願いします。勝野委員お願いします。

(勝野智行委員)

勝野でございます。ただいま清水委員が言われたのと同意見でございます。都市機能誘導区域については除外しないということは良いと思いますが、居住誘導区域につきましては2 m以上にした方が良いのではないかと思います。平屋建ての戸建てもあります。2階建てであれば、屋根の上にあがれば助かる可能性はありますが、平屋建てを建てる人は屋根に上がってもダメと言うことです。中には、上にあがれない方もいらっしゃると思います。そういったことでは、浸水深2 mということでの検討をぜひお願いしたいと思いません。

(大江裕幸会長)

それでは、今のご発言に対して、事務局の方からお願いします。

(柳澤均課長補佐)

それでは今のご質問について、私の方からご説明します。資料の15ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほうで、災害が想定される区域を示しています。ここにございます水色で塗られているところが、5 m以下の浸水区域です。ちょっとわかりにくいですが、濃い青色で示したところが一部ありますが、島内の河川沿いでございます。その下に、市街化区域内の浸水想定区域内の人口も示しております。そういった中で、松本市は湧水が非常に高いといったことと、様々な川が中心部に集積していることもございまして、浸水想定区域の中に市街地の重要な部分が集積しているという状況もございまして、そんな都市状況を踏まえる中で、災害と居住誘導ということを考えていかないといけません。一番住みやすいのは歩いて暮らせるエリアであり、中心市街地がそういった部分と重なってまいります。もう一度、2 mの浸水が市街地にどの程度あるか確認した上で、その妥当性を把握し、それぞれの計画との整合性を図る中で、エリアとして外した方が良い部分があれば外すことを検討して成案とします。本日は2 m以下の部分がどこにあるかということの説明できる資料を用意してございませぬので、そういったところを分析させていただきます。

(勝野智行委員)

ありがとうございました。あと、居住誘導区域のSTEP 3に移る際に、都市機能誘導区域から300 mの範囲で人口密度が60人/ha以上の範囲を追加していますが、これを設定した理由、意味するところを確認させてください。

(大江裕幸会長)

事務局よりお願いします。

(岩渕省主査)

ご説明します。59ページ目に示した、STEP3の設定理由についてご説明します。まず、人口密度を60人/haとした部分ですが、人口密度の捉え方として、区域全体の人口を区域全体の面積で割ったグロス人口密度と、区域全体の人口を工場などを除いた可住地の面積で割ったセミグロス人口密度というものがあります。ここで説明している人口密度は、セミグロス人口密度です。セミグロス人口密度60人というのは、市街化区域の要件であるグロス人口密度40人に相当します。ここでは、可住地の面積で割ったセミグロス人口密度で評価して、現に市街地の要件に相当するような多くの人口が集積している基準を設定しました。

その上で、300mとした理由を説明します。国が示す資料や基準などでは、様々な距離設定の考え方がありますが、一般的に高齢者であっても比較的歩いていきやすい範囲の目安として300mとしたものがございます。

従いまして、すでに設定した都市機能誘導区域の周辺部であれば、区域内の施設へ高齢者であっても歩いていきやすいものとして、設定しました。

(勝野智行委員)

ありがとうございます。いま高齢者であっても歩いていきやすい範囲を300mとしたということですが、一番最初の方では500mというものを、これも高齢者が歩いていきやすいということかと思えます。居住誘導区域の設定を300mとされているところについて、何となく説明がありましたが、500mでなく300mとした意味はありますか。

(岩渕省主査)

はい。ご指摘いただいている部分は、都市機能誘導区域の設定に当たって、拠点となる所から500mとしているにも関わらず、居住誘導区域のエリアを広げるときになぜ300mとしたかといったことだと思います。

区域設定の視点が違う部分がございます。まず、都市機能誘導区域の設定においては、拠点となる所の求心性だとか、施設へ到達する目的から、500mの範囲であれば、高齢者であっても一般的な人であっても歩いていくことを選択しうる目安として設定したものです。

都市機能誘導区域の周辺部に、さらに居住を誘導すべき区域を広げるにあたっては、そこから更に500mを広げしまうと、一番の拠点となる鉄道駅などまで1km以上の到達するのに歩く距離となります。従いまして、都市機能誘導区域から500mの範囲で広げるのではなく、一般的に高齢者でも安心して歩ける範囲といわれる300mの範囲で都市機能誘導区域を縁取るように居住を誘導すべき区域としてひろげました。

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。清水委員お願いします。

(清水聡子委員)

先ほどの追加になります。公共交通機関の利便性が良いところということで、JRの駅につきましてはそれぞれ拠点となっていますが、上高地線沿線も公共交通の利便性が高いところと考えます。そういった中で、波田駅周辺エリアは居住誘導区域に入っていますが、他の上高地線沿線は居住誘導区域に入っていないという状況がございます。公共交通の利便性が良いということでは、上高地線沿線の駅も該当するのではないかと思います。

それから松本IC、合同庁舎、松本大学も拠点として考えられるのではないかと思います。

松本大学は学生数が2,000名を超えました。そういった意味でも、松本大学周辺も拠点として考えていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(大江裕幸会長)

事務局よりご回答をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

私の方から回答します。最初に上高地線沿線の話でございます。前回もお話いただいたかと思いますが、まず都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定の範囲は、波田駅の他に、森口駅や下島駅の周辺に居住誘導を貼らしていただいています。それ以外は、この立地適正化計画の範囲が用途地域内となっており、まず用途地域内を考えていきたいと思います。その他、松本大学の駅は調整区域の中に入ります。調整区域の中については、今回の立地適正化計画は都市機能誘導区域も居住誘導区域も指定できないとなっております。その点をご理解いただいた上で、この計画の中でも調整区域のことを盛り込んで欲しいといった意見があり、松本市においては35地区の地域づくりと連携していくということに記載させていただいております。清水先生のおっしゃられた、合庁や松本大学の周りについては、計画書の5ページを見てください。関連計画との関わりを示してございますが、立地適正化計画の周りに松本市全域を考える都市計画マスタープランがございます。今後立地適正化計画が出来た後に、拠点性のあるところについては、このマスタープランにおいて考えていくということでご理解いただきたいと思います。

(大江裕幸会長)

よろしいですか。それでは、手を挙げられていた青木委員をお願いします。

(青木崇委員)

冒頭の話に関連して、災害の関係では、先日の信濃毎日新聞でも、液状化のことについて記事になっていました。長野県内でも液状化マップを作成しているところがあるかもしれませんが、市の方でもそういったことを検討されていると思います。液状化のことは今回の計画でどのように検証されているのでしょうか。

(大江裕幸会長)

では、事務局をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

液状化につきましては、青木委員おっしゃるとおり、新しい分野であり今後考えてくことでもございまして、今回は浸水害や土砂災害については考えておりますが、断層や液状化などしっかりと把握できていないものは、今回の計画では考慮していません。

今後こう言ったことがしっかりと考慮できるようになり、ここが危険だということを危機管理部も含めて確認できれば、計画見直しの中で外していくことになるのかもかもしれません。ただ、その範囲があまりにも広く、松本市全体というようなことがあれば、なかなか難しいとも考えられます。

(青木崇委員)

わたしもちゃんとわかってなくて申し訳ないですけども、県の方でもある程度調査を進めているような話を聞きました。もし可能であれば、先ほどの浸水害も含めて、再検証していただければという所が一点目です。

次は、教えていただきたいのですが、公共施設の関係で、建て替え先が都市機能誘導区域になるのか。たとえば、市立病院の建て替え候補地が大きな問題となっておりますが、建て替え先候補地の内、この前の特別委員会でも話題となっておりましたが、波田中央運動広場があげられました。こちらはレッドゾーン、土砂災害特別警戒区域に入っていますが、建て替える場合の立地適正化計画との関わりを教えてください。

(桐沢明雄都市政策課長)

立地適正化計画では、都市機能誘導区域を前回定めておりますが、52ページに誘導する施設の考え方があります。

このうちの機能の医療として、二次・三次医療機関を規定しているところです。波田病院は二次医療機関でありますので、誘導すべき施設として、都市機能誘導区域の中に入ってきて欲しい施設でございます。

建て替え場所の選定については、市全体の考え方の中で、立地適正化計画のことも配慮されると考えております。

(青木崇委員)

レッドゾーンの話をしてしまいましたが、例えば市立病院の候補地の一つとなっている波田中央運動広場でございますとか、四賀運動広場の駐車場がイエローゾーンにかかることについて、今回の計画でどのような手続きになるのか教えてください。

(大江裕幸会長)

では、事務局でお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

野球場でございますが、立地適正化からは外れるものでございます。

波田病院については、イエローゾーン、レッドゾーンが絡むものでございます。イエローゾーンについての規制はありませんが、レッドゾーンについては建物を建てる場合は、擁壁等を建てて建物に影響がない様にすることが決められております。その法律も含めて考えていくものであり、立地適正化計画でも基本はレッドゾーンを外して考えていくものであり、今後はその点も含めた検討が必要と考えています。

(大江裕幸会長)

青木委員どうぞ。

(青木崇委員)

もう一点最後にお聞きしたいことがございます。以前もお聞きしたかもしれませんが、松本市はこれから中核市移行を目指す中で、連携中枢都市圏を形成することができます。この地域では二市五村、安曇野市塩尻市と東筑の圏域で地方創生をめざしていこうということが出来ます。松本市がこういった都市圏を形成するとした場合、この立地適正化計画の位置づけというものが、何か影響を受けるのか教えてください。

(大江裕幸会長)

では事務局お願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

広域連携につきましては、86ページに少しまとめております。その中で、隣の安曇野市などとも計画の方針を作成することについて、連携していかなければならないと考えています。ただし、いまはそれぞれが立地適正化計画を策定しているところでございます。中核市になったら、青木委員おっしゃるような連携についても、必要なことではないかと考えております。

(大江裕幸会長)

青木委員よろしいでしょうか。他にご意見があればお願いします。南山委員お願いします。

(南山国彦委員)

72ページになりますが、下の図です。空き家や空き地の活用イメージですが、この中に集落内の住み替えと表現されております。文の中でも地域の特色を活かした移住促進や地域活性化とございますが、移住促進というのは分かりますが、集落内の住み替えといったことがどういったことを目指しているのか、意味合いを教えてください。

(大江裕幸会長)

事務局より回答をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

以前南山委員から区域外についてのご意見もいただいたところであり、空き家の対策についても記述を加えたものです。

区域外における移住促進というのは分かりやすいと思いますが、地域内の活性化の支援として、集落内で建て替えが出来る人もいるかと思いますが、例えば兄弟がいた場合にどこかに出てしまうのではなく、空き家に入る様なことも考えられます。自分の住んでいる家が古くなり、そこで建て替えができない方が、同じ集落のなかで住み替えができるように、空き家を活用することなどもあると言うようなことを踏まえ、このような書き方で表現しました。問題があれば、表現も改めることができます。

(南山国彦委員)

今の説明を聞いて、そういうことかとわかりますが、この表示だけでは、集落内の住み替えが何をめざそうとしているのか、今住んでいる所から移りなさいよといったイメージに捉えられると思いました。

今説明されたようなことをイメージ図の中に反映できれば良いです。おそらく今、暮している人はそこに住み続けたいと思うので、この表現が違うように捉えられたり、もっと自分たちのことを考えてほしいという思いにつながる表現にとられないか、気になりましたので、もう少し検討していただけると良いと思います。

(大江裕幸会長)

よろしいですか。では阿部委員お願いします。

(阿部功祐委員)

先ほど清水先生からお話があり、前回も上高地線沿線を含めてお話しさせていただいたところです。今回も説明がありましたが、立地適正化計画は用途地域内で策定するという事で、35地区の説明会で意見を聞いたうえで、今後都市マスの見直しの中でも意見踏まえた検討していくというお話でありました。

一つ、市街化区域の拡大については、国の方針では基本的には居住エリアを拡大しない方針であります。調整区域内にも住宅密集地などがあります。上高地線沿線にもあり、大学もあるということです。今回は用途地域内にこういった方向で居住誘導エリアを定めました。35地区の居住誘導区域というのか分かりませんが、こういった形で都市マスと立地適正化計画の関係を見直す中で、調整区域のなかの考え方が検討されていくのか。今回はこれで決定すれば、市街化区域の中はこれで良いよということになるが、調整区域の中の考え方は、国の方針を考えた場合に誘導地域になっていくのかどうか、懸念があるということと、地域の意見をどのように反映していくのかお伺いします。

(大江裕幸会長)

事務局お願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

阿部委員のお話のとおり、立地適正計画は用途地域内の計画です。前々から、計画外の区域の計画についてもということでしたが、この計画の中にもいろいろな所にちりばめており、公共交通のことや地域づくりのことも、立地適正化計画には書いてございます。87ページ一番下にも、そのような部分を書かせていただいております。35地区にはいろいろな所がございますが、そういった地区も持続していかなければなりませんし、維持・活性化を図ることが必要です。

そういった中で、都市計画法に基づく開発許可の基準の条例、50戸連坦といえればわかるかもしれませんが、都市計画法の34条11号の区域を設定して、そこでは住宅や150m²以内の店舗などができるような条例も施行してきました。このような施策も持ちながら、35地区のそれぞれに住んでいただけるように、ソフト面の対策が必要となってきます。

そういった意味、地域づくりとして、公民館や福祉ひろば、センターがセットになって地域づくりを行っています。医療・介護を加えた地域包括ケアなどのソフト面もやっています。そういったソフト面を含め、地域を維持活性化していきたいと考えています。

松本大学周辺などの拠点に特化した部分については、都市マスのなかで検討していかないといけないものであり、段階的に検討していかないといけないと考えています。

この後の報告事項にもありますが、区域区分定期見直しなどを含めて、少しずつ松本市の都市計画も見直し、進めていくということでご理解いただきたいと思います。

(大江裕幸会長)

それでは阿部委員お願いします。

(阿部功祐委員)

わかりました。今回もこの後で区域区分見直しの話がありますが、そういった部分を両面から見て、将来を見据え、地域の皆さんにも関心をもってもらわなければなりません。

将来の道路網なども含めて、中部縦貫道の話とか、地域活性化ICであるとか、将来を見据えて意見をいただきながら、定期的な見直しを行っていただければと思います。

今回も前回も含めてご説明いただきましたので、内容については理解している所でございます。

(大江裕幸会長)

それでは他にございますが、井口委員お願いいたします。

(井口司朗委員)

すみません。82ページの目標値の設定について、この表を少し詳細に説明していただけるとありがたいです。この表だと、平成27年現在が45.2人、すう勢地で20年後には40.9人になると見込まれていて、目標値として45.2人と出しているわけです。全体として人口が減っていく中で、誘導して行けばそれぞれの地域の人口が増えるのかど

うか。私は南松本の地域で生活していますが、これだけ人口が減る中で、40人を維持するという目標値の妥当性を説明していただきたいと思います。

(大江裕幸会長)

ご説明をお願いします。

(岩淵省主査)

お手元の資料の82ページ83ページをご覧ください。ご質問のありました数値の意味を説明したうえで、83ページの参考資料を説明します。

居住誘導区域全体の人口密度について説明しますが、現状で45.2人ございますが、現状のまま推移しますと20年後には40.9人にまで減少します。この数値は市街化区域の要件にぎりぎり近いところです。市街化区域の中に設定すること、その区域の中には多くの施設や公共交通があること、その施設や公共交通を持続するために誘導区域として設定するからには、少なくとも現状程度の密度を確保していきたいということで、人口密度の目標を設定しました。

これが誘導区域全体の目標設定の考え方です。先ほど説明のなかでも説明したとおり、今回はいくつかのエリアにわけて区域設定をしておりますので、区域ごとに現状の人口密度や将来の減少率も違ってきますので、エリアの特性を踏まえて目標を設定しました。

そのうえで数字の妥当性を右側の表で説明します。小さな数値で申し訳ございませんが、今回、人口密度の目標を設定するなかで、結果の数値をまとめております。一番右下に8,455という数値を記載しております。これは今回誘導区域を設定した中で、ただいま設定した誘導区域の人口密度を維持していくためには、8,455人程度の人口を、今後人口減少が進む中でも、今後誘導区域内に移り住んでもらえれば達成できる目標です。

この8,455人という数値が大きなものなのか小さなものなのかといったことについて、着色したところで説明しています。松本市においては、年間で2,791人の市内移動、9,474人の市外移動があります。緩やかな誘導ということで、市内の居住者を誘導して目標を達成しようということではなく、松本市を仕事で訪れた人とか、観光で訪れた人が少しでも松本に魅力を感じて移り住んでもらえるような都市づくりをしていきたいと考えています。市外からの移動は年間約一万人ございますが、20年間かけて、8,455人程度の居住を誘導するということは、年間に移動する人の5%程度が、松本の良さに気が付いて移り住んでいただければ達成できる目標です。

決して簡単な数値ではありませんが、年間の5%程度という目標は非常識な目標設定ではなく、努力し、都市の魅力を高めることで達成できるものと考えて、今回の目標を設定しました。

(大江裕幸会長)

井口委員よろしいでしょうか。

(井口司朗委員)

ありがとうございました。

(大江裕幸会長)

他にご意見ご質問はございますか。よろしいでしょうか。時間も押していますので、ご意見などがなければ、これで終了します。

なお、議案第97号は、意見聴取のため、採決は行いません。

続きまして、報告事項 今後の都市計画変更の予定 「区域区分定期見直しについて」の議事に移ります。

事務局に伺います、この報告事項につきまして傍聴者はいらっしゃいますか。

(岡田健係長)

報告事項 今後の都市計画変更の予定 「区域区分定期見直しについて」の傍聴者はおりません。

(大江裕幸会長)

それでは、報告事項の説明を担当課よりお願いします。

(柳澤均課長補佐)

区域区分定期見直しについてご説明します。私は、都市政策課、都市計画担当係長の柳澤均と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。資料に沿って説明させていただきますが、事前にお送りしました資料の末の方に報告事項という形で添付させていただいておりますが、本日別途報告事項という形で資料をお配りをさせていただきます。今後の都市計画変更の予定についてということで綴っております。この資料に基づきまして説明させていただきます。最初にお送りした資料は修正前ということで破棄をお願いいたします。

前回、第49回松本市都市計画審議会においても報告事項としてご意見をいただきましたが、その後の進捗状況等を含めまして報告いたします。まずは1ページ目ですが、趣旨といたしましては、無秩序な開発を防止し計画的な市街地をはかるため、区域区分の設定、いわゆる線引き制度の第七回定期見直しに向け、素案策定などの検討作業を進めております。

現段階における整理状況について、ご説明をし、ご意見をいただくものでございます。この制度は、先ほどの立地適正化計画の中でも、線引きという部分で、市街化区域、市街化調整区域という形で話題にもなっていましたけれども、既に市街地を形成をしている区域、及び概ね十年以内に優先的、かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域の区域区分を設定することで、この都市計画の決定においては、決定賢者は長野県になります。

先ほどの立地適正化計画は、今現在の市街化区域内における既存の土地利用の動向も、どのような形で整理しコンパクト化していくということを、念頭に置いて作っている計画

でございますが、これら関連する都市計画の計画等を踏まえる中で今後、この区域区分の見直しについてもですね、それらの課題状況等含める中で検討をしていくということでございます。

次に、主な経過についてご説明をいたします。松本市においては、当時の東筑摩郡本郷村を含む、平成合併前の旧松本市地域のほぼ全域を対象として昭和46年5月に区域区分について当初の都市計画決定がされました。その後、過去六回の定期見直しを行い、明確な土地利用の規制を計ってまいりました。第六回の定期見直しは、平成22年11月4日に決定されており、梓川地区と空港東地区を松本都市計画区域に編入し、市街化調整区域としたことと合わせ、現在既に造成が完了し、工場立地が進んでいる和田地区、新松本工業団地の市街化編入などが位置づけられました。その後一部の随時編入や、波田都市計画区域を松本都市計画区域の編入により、区域区分の設定をしており、現在では4,008ヘクタールが市街化区域、そして2,600ヘクタールが市街化調整区域として設定されています。

本日委員の皆様にお配りをしました、都市計画区域図、都市計画図がありますが、その中の都市計画区域のうち用途地域の着色がされた部分、それが市街化区域、そして白地の部分が市街化調整区域ということになります。

こちら、皆さまの所に都市計画図をお配りしていますので、ご覧になっていただければと思います。この第七回の区域区分定期見直しは、昨年度長野県から委託を受け実施いたしました、平成27年の国勢調査を基準とする、都市計画基礎調査の結果を基に、今年度は素案の作成に向けた検討作業を進めております。目標年次は、平成37年となります。

それでは、続いて検討の方針についてということで、ご説明をさせていただきます。(1)長野県第七回区域区分見直し方針についてということでございます。長野県により策定された、見直し検討の指針となる、第七回区域区分見直し方針についてご説明をいたします。資料の22ページより掲載をしてございます。こちら、前回の第六回区域区分見直し方針からの、変更事項を下線でお示ししてございますが、冒頭でございます、本格的な人口減少や少子高齢化、少子高齢社会の到来や、経済産業活動の広域化など、社会情勢の変化を踏まえた修正がされ、持続可能なまちづくりを目指すことが前提となっております。

その上で、1基本方針において、先ほどご審議をいただいた立地適正化計画と、整合性を計り見直しを行うこととし、こちらの(2)住宅供給を目的とした市街化区域の拡大については、今後の需要予測を十分精査し、農林漁業との健全な調和を計りつつ、計画的な市街地整備が確実な区域について、必要最小限ということが示されております。

また、2見直し基準については、(3)の市街化区域から市街化調整区域への編入基準、いわゆる逆線引きの基準に、こちら4ページに書かれていますが、7・8行目に「といたしまして、先ほどからございました、災害の恐れのある土地を、市街化区域から外す旨が記載されています。

この見直し方針等を踏まえ、現在本市において検討している内容について、続いてご説明させていただきます。まず検討の基準となる区域区分見直しに伴う人口産業フレームについてです。(2)となります。

こちらについてまず説明させていただきますが、まず5ページ目の、将来人口推計値に

ついてご覧いただきたいと思います。人口推計につきましては、国立社会保障人口問題研究所、以下社人研と言わせていただきますが、平成27年の国勢調査に基づき、コーホート要因法で推計し、今年3月に公表された平成37年の各市町村の将来推計人口を用い整理を行っております。

社人研による将来人口の推計は、スクリーンにもお示しをしておりますが、折れ線グラフに示す青色の線が前回基準年となった平成17年の国勢調査を基にした推計で、緑色の折れ線グラフがですね、今回の推計になります。ご覧になっていただいておりますとおり、人口減少の見込みがだいぶ緩和してきている傾向にあります。

また、前回見直しの時点では、波田地区は合併前のため人口フレーム計算に用いた推計値は、お手元の資料の5ページの下から二つ目の表に示すとおり、平成27年に21万9,589人を推定をしていましたが、実際に減少見込みであったものが増加に転じて、22万8,019人という結果になっています。

これらの状況を踏まえ、6ページの住宅系市街地の拡大需要の資料をご覧ください。こちらは、前回第六回区域区分定期見直しで、拡大需要人口1,700人を保留人口として設定されておりましたが、その人口フレームの算出フローになります。市街化区域の設定につきましては、人口をもっとも重要な市街地近方の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しなどを加え、市街地として必要と見込まれる面積を算定し検討を進めていくこととなります。

今回も、ほぼ同様の考え方により人口フレームについて算出したところ、まだ現段階の推定値でございますが、概ね2,900人の保留人口が想定できるのではないかとこのように、今考えております。前回1月に開催した、都市計画審議会では、将来人口は減少見込みであり、拡大の必要性は低い見込みであるということでご説明をさせていただきましたが、その後3月に公表された人口推計を基に、10年後の平成37年時点を想定した計算上では、市街化区域を拡大する要素がまだ、松本の市街地においては残っているという形になります。

ただこの数値は、ただいま検討中のものでございまして、今後も関係する部署や機関との協議により精査をしていきたいというように考えております。

しかし、先ほど説明させていただいております、立地適正化計画の基本的な方針にも定めたとおり、今後は、それより先の将来を見据えますと、超少子高齢型人口減少社会の急速な到来を見据え、将来の都市構造は、都市機能や居住エリアの集積を計り、持続可能なまちづくりを進める方向性で見直し案の作成を行う方針として考えております。

また、市街化拡大箇所については、必要最小限の区域での検討を行ってまいりたいというように考えております。一方、産業系用途の市街化区域の増減については、地域経済の発展を見込み7ページにお示しをしました、推計フローなどを基本に、関連計画等を踏まえつつ拡大等についても検討をしていく必要性があると捉えております。

特に公共交通の利用促進や、中部縦貫自動車道など、今後親展する高速道路網ネットワークの形成を見据え、その地理的条件等を生かした交通結節点など、拠点性の高いエリアにおいては、流通や新たな産業基盤の可能性について検証し、必要に応じましては、松本都市計画区域マスタープラン及び、松本市都市計画マスタープランの土地利用方針等に計画

的な産業拠点としての位置づけなどについて、研究をしていく必要があるというように捉えています。

次に現段階で具体的に検討が必要と把握している主な箇所については、前回の審議会においてもお示しをした内容と同様となりますが、資料の8ページをご覧ください。先ほど説明をいたしました、見直し方針にある2見直し基準に基づき該当箇所の検討を行ってまいります。

松本市としては、松本市立地適正化計画の居住誘導区域の設定条件、先ほどご説明させていただきましたが、その条件に合致する箇所を見直しの基準というように加えながら検討を進めていきたいというように考えております。若干ご説明をさせていただきますが、(1)市街化調整区域から市街化区域への変更箇所についてですが、こちらは、市街化区域に隣接し、開発許可等で整備がされ、地区計画設定等により既に市街地を形成している土地、または、今後計画的な開発の見通しが立っている、そういった区域を変更の箇所として検討をしてみたいと思っております。

一方、見直し方針や都市計画運用指針では、立地適正化計画の内容も踏まえつつ、人口減少により人口密度の低下が見込まれる地域等においては、市街化区域から市街化調整区域への変更を検討する必要性が示されております。

市街化区域においても未だ、宅地化されていないなどの低未利用地で土砂災害危険区域や、浸水想定区域など、災害の恐れが高いような土地については、この逆線引きについても検討をしてみたいと思います。また、双方が想定される箇所というのもございます。信州松本空港と松本平広域公園緑地など、既決定の境界線がですね、土地利用の状況変化等によって不明確になっているような部分など、区域区分の成型が必要に箇所については、区域界の整合を図っていく予定としてございます。

最後に今後の予定でございますが、今後引き続きご説明した視点などにより検討をしてみたいと思います。原案作成等の作業の進捗に合わせこの都市計画審議会にも相談をしていく予定でございます。

こちらに、一番最後下に概ねのスケジュールですが、案に示しますとおり県では各都市が作成する案について今年度、平成30年度中に関係機関等の協議を経て、都市計画変更案の素案を作成し更なる協議や都市計画決定手続きを進めていく予定でございます。

県さん等と、しっかり協議をしながらそういった素案等の作成を続ける中で平成32年度中に計画決定をしていくという方向性で手続きを進めていくということで進んでおります。

本日はこれらの作業について、もしご意見がございましたら、是非お願いしたいということでございます。説明は以上でございます。

(大江裕幸会長)

ただいま報告事項、今後の都市計画変更の予定、区域区分定期見直しについてのご説明がありました。ご意見、ご質問等のある議員の発言を認めます。

よろしいでしょうか？一点、この案について次回の審議会にてご提示いただけるということでしょうか？

(柳澤均課長補佐)

本日ですね、お示ししました案につきましては、前回同様の形の案でございます。実際にはこの箇所だけでなく、他の箇所も何箇所か想定をする中で検討を進めておりますので、その辺の関係機関との協議等がその時期には固まってくるかと思っておりますので、一応次回2月位に都市計画審議会を予定させていただいておりますが、その際にはもう少し具体的なことがまとまってきていけば説明をさせていただきたいというように思っております。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。では、ご意見・ご質問等がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項 今後の都市計画変更の予定 「都市計画道路の見直しについて」の議事に移ります。

事務局に伺います、この報告事項につきまして傍聴者はいらっしゃいますか。

(岡田健係長)

報告事項 今後の都市計画変更の予定 「都市計画道路の見直しについて」の傍聴者はありません。

(大江裕幸会長)

それでは、報告事項の説明を担当課よりお願いいたします。

(神戸順課長補佐)

改めまして都市政策課神戸順と申します。それでは、報告事項、都市計画道路見直しについてご報告いたします。着座にて失礼いたします。

報告事項の資料9ページをご覧ください。平成20年度から取り組んでいる都市計画道路見直しでございますが、本市の道路計画の考え方や将来道路網の検討状況、都市計画道路の一部削除などを今後の予定について、お手元の資料に沿って概要をご説明した後、検討状況をスクリーンにてご覧いただきます。

資料内2の主な経過でございますが、平成22年度までに見直し路線の区間別評価を行い、その結果を公表しております、その後策定された総合計画や、次世代交通政策、立地適正化計画等を踏まえ、将来道路網の検討を重ねてきており、今年度は調整が整った区間について都市計画道路の変更、一部削除の手続きを始めてまいりたいと考えています。

3の都市計画道路の現況は、お示しのとおりでございます。4の、将来道路網の考え方等については、後程検討状況の中でご説明をいたします。5の、都市計画道路の変更の予定でございますが、変更内容が確定し調整が整ったものから、段階的に変更をし、今年度から城山新井線他の一部削除の手続きを始めてまいりたいと思っております。

その後は段階的に、変更手続きを進めていきたいと考えております。それでは、検討状況について、スクリーンをご覧いただきながらご説明をいたします。なお今回は、検討の

状況の報告でございます。スクリーンのみでのご説明になります。ご容赦いただきたいと思っております。

都市計画道路の見直しとして、平成22年度までに整理、公表している内容でございます。見直し対象路線として、幹線街路の道、事業未着手区間全ての29路線110区間を対象に、必要性や実現性の検討を行い、存続候補赤で示しております。変更候補緑で示しております。廃止候補青で示しております、に評価、整理をしています。都市計画道路見直しのフローは、ご覧のとおりでございます。

平成22年度までの、第一段階の区間別評価を基本に平成23年度からは、総合計画をはじめ各種計画を踏まえ、将来道路網の考え方や、懸案の内環状線構想の見直しの考え方を整理し、将来道路網を検討しその評価、検証を行い調整が整ったものから都市計画変更の手続きを始めることとしています。

それでは、都市計画道路を含む将来道路網の考え方についてご説明します。総合計画や次世代交通政策、立地適正化計画等、各種計画における都市の将来像に即し、次の4つを要点としました。

コンパクトシティ、プラスネットワークに対応した道路網を形成する。既存道路を活用した、効率的な幹線道路網を形成する。松本城及び、城下町の基本的街割り、都市構造を活かしつつ災害に強い都市構造を構築する。歩行者、自転車、公共交通を優先した、歩いて暮らせる交通のまちづくりを考慮する。でございます。

イメージとして、立地適正化計画、拠点間をネットワークする道路網、環状線や通過交通が迂回する道路網の模式図を見せてございます。

拠点間をネットワークする道路では、立地適正化計画で位置づけた都市機能誘導区域間をネットワークする路線や、中心市街地への広域的なアクセス道路であると、都市機能誘導区域内の二車線以上の道路それら赤い実線の部分でございますけれども、その区間を考慮いたしました。また、都市中心拠点や、市街地を迂回する道路として、内・中・外の三環状線を構成する路線と、市街地内の通過交通を外環状線に分散する機能を持った路線として、こちらも赤実線の部分を考慮してございます。

次に、内環状線構想についてご説明いたします。今まで本市が進めてきた、市中心部の道路計画の基本的な考え方ではありますが、特に内環状東線構想の構想位置が中心市街地を分断する場所にあることから、長期にわたり懸案となっているものです。

構想策定の昭和60年当時、都心地区として考えていた区域は、現在よりも若干小さく赤破線で囲われた区域です。その都心地区を取り囲む形で、黄色波線で示した都心外郭道路、現行それは、西側国道19号線になっておりますけど、現在で言う内環状線の構想がでございます。

現在の中心市街地は、松本城、松本駅、あがたの森を結ぶエリア周辺と考えており、当時より東側へ中心市街地が拡大しております。立地適正化計画では、この周辺を都市中心拠点の中心市街地地区と位置付け、次世代交通政策実行計画では、通過交通を抑制して回遊性を高めるエリアに位置付けております。城下町松本にふさわしいまちづくりを目指す、歴史的風致維持向上計画の重点地区のエリアもご覧のとおりとなっております。

これら計画を踏まえ、現在の中心市街地に通過交通を呼びこまない区域として取り囲む、

内環状東線の構想位置を見直す新たな内環状線構想を検討しました。城下町特有の都市構造を改変しないことや、現道があることも重視するとともに、現在の東西方向、南北方向の通過交通を担っている、宮渕新橋上金井線とやまびこ道路を内環状線と考える現実的なものです。

このような整理から、現在ある幹線道路を有効に活用し各種計画の方針である、都市の将来像と整合性を考慮した都市機能誘導区域へのアクセスやネットワークと、通過交通を減らすための三つの環状線を考慮した環状放射型を基本とする、将来道路網をまとめてきております。見づらくて申し訳ありません。青い実線が都市計画道路になっております。黒実線は、国県道などの幹線道路、黒破線は都市計画道路の廃止区間、緑実線は検討継続区間、赤実線は追加検討区間です。

ご覧のとおり都市計画道路は、今後も検討を継続する路線を含んでおりますし、廃止区間としたところも今後の協議、調整が必要な路線ですので、冒頭申し上げたとおり、あくまで現在の検討の状況報告であると認識いただければありがたいです。都市計画道路の変更を部分的に見ますと、浅間温泉付近は黒破線の区間について廃止を検討しております。緑実線は、今後も検討継続としております。惣社、里山辺付近では、二路線の区間について廃止を検討しております。緑実線につきましては、将来的に外環状線より外側に位置し、現道がない区間が長く、付近には県道があることから今後も検討継続としております。

都市計画道路とはなっておりませんが、中心市街地内の主要幹線である、国道143号線については、現在も緊急輸送路となっており、沿線には信大付属病院もあります。現状歩道や、右折レーンがない、幅員が狭いなどの課題が多いため、関係機関と道路機能の強化などの協議、検討する場を設け、そのあり方を検討して参りたいと考えております。

平行する都市計画道路小池浅間線は、その中で方向性を検討してまいります。内環状北線の先線、及び内環状南線の先線については、都市の骨格を形成する相互通行可能な道路として追加を検討してまいります。

こちらは松本駅の南西部になります。こちらはご覧のとおりとなっております。こちらは、中心市街地の都市計画道路の拡大図です。青いところが都市計画道路、破線で示したのが内環状線の見直し案でございます。

将来道路網の検証として平成27年の交通量推定による現況道路での混雑度と、平成42年の交通量推定による混雑度を示します。道路混雑の一般的な基準である混雑度が、1.25以上を赤く表示しましたが、こちら現状を示したものです。

将来道路網での42年の交通量推計では、中心市街地付近には大きな問題が生じていないことから、現在検討している将来道路網は概ね妥当であると判断しております。廃止区間については、平成22年度までの評価で、評点がついた項目もあることから改めて評価の考え方や、機能の代替性を個別に整理をしました。

また、将来道路網を検討する中で、各候補素案から変更となり、存続や検討継続した区間についても同様の整理を行います。

最後に、今年度変更手続きを始める城山新井線と松本朝日線、及び長野飯田線の概要でございます。場所でございますが、こちらが城山新井線になります。こちらが松本朝日線に付随した19号線の部分になります。こちらが城山新井線、一部削除を考えている区間

になります。こちらが松本朝日線と長野飯田線、長野飯田線は国道のすぐのところになります。こちらの一部廃止を検討しております。調整が整い次第、今後都市計画審議会においてご審議いただきご予定ですので、よろしく願いいたします。以上で、都市計画道路の見直しの検討状況の報告を終わります。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。

ただいま都市計画道路の見直しについての説明がありましたが、ご意見・ご質問等のある委員の発言を求めます。

今後は順次、準備が整ったものからこの審議会にかけて、その議決という形で決定していくという、そういう整理でよろしいですかね。

(神戸順課長補佐)

はい、そうしたいと思っております。

(大江裕幸会長)

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見等はないようなので、以上で質疑を終了いたします。本日ご審議いただきました議案につきまして、後日、市長へ答申いたします。

以上を持ちまして本日の議事は全て終了いたしました。審議の結果報告につきましては、各委員から意見等を踏まえて行います。報告書の調製については会長にご一任願いたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

【委員より異議なしの声】

ありがとうございます。ご異議無いようですのでそのようにいたします。

記録署名人にお願いしたお二人の委員には、後日事務局において調整された会議録が送付されますので、書面を事務局へご返送をお願いいたします。また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し、及び議事録の写しを送付いたしますので、ご承知ください。以上で、第50回松本市都市計画審議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

事務局から最後をお願いします。

(桐沢明雄都市政策課長)

会長、スムーズな進行ありがとうございました。皆様慎重なご審議ありがとうございました。いろいろなご意見ありがとうございました。また、これを踏まえてしっかり立地適正化計画を練ってまいります。よろしく願いをいたします。次回の都市計画審議会でございますが、今、2月12日を予定しているところでございます。また確定次第、開催通知の方を送付させていただきますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。本日

は本当に、長時間に渡りありがとうございました。お疲れ様でございました。